

## 令和3年度第6回臨時総会 議事録

開催日時	令和3年12月7日（火） 午後2時30分～午後3時38分						
開催場所	高知市たかじょう庁舎6階 大会議室						
出席委員	大崎 恭寿 池澤 誠 植田 俊博 加藤 孝幸 廣井 千里 中島 義幸 久保田彦昭 森田 浩明 大野 哲 竹内 佳代 中島 正根 山本 和正 前田 真作 上田 博 久保壽美男 川澤 一博 矢野 強						
	以上17名						
欠席委員	西本 統洋 中村 富貴						以上2名
関係部局	高知市財務部 長尾税務長 資産税課 中村課長 成岡課長補佐 東村係長						以上4名
事務局	加藤事務局長 近森次長 堀内係長 長澤主任 麻植主任 山崎主任						以上6名
財務部から	農業用資産に対する固定資産税について						
議題	議案第1号 令和4年農作業別標準賃金（案）について						
報告事項	農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について						

開　　会	大野会長が議長となり、開会を宣す。(午後2時30分)
議事録署名委員	議長が、前田委員、久保委員を指名する。
議　　事 議　　長	議事に先立ちまして、まず、「農業用資産に対する固定資産税について」、前回に引き続き、高知市財務部の方からご説明いただきたいと思います。それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。
長尾税務長	— 農業用資産に対する固定資産税について これまでの経過等 —
東村係長	— 高知市農業委員会 広報紙 情報みどりのまち（以下「みどりのまち」という。）令和4年1月号の折込チラシの案（以下「チラシ」という。）について説明 —
議　　長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
池澤委員	申告案内を送付することですが、全農家に送るのですか。それとも把握している農家にだけ送るのですか。
中村課長	税務署で、確定申告の内容を調査させてもらっています。それに基づいて、償却資産の対象になりそうな方を抽出し、その方に対して、今週金曜日（12月10日）に発送を予定しております。ただし、案内が送られてこなくても、償却資産をお持ちの場合は、申告していただく必要がございます。申告の結果、課税にならない場合がございますが、案内が送られてこないからといって、申告する必要がないというわけではありません。
池澤委員	それから、先日、部会の研修で、この話を出席者に尋ねると、皆「全く知らん」と、高知市広報に掲載したものも読んでいないということでした。もし、案内が送付されなくて、申告しないといけない方が申告漏れの場合は、罰則か何かあるのですか。

長尾税務長	<p>償却資産について、先ほど申しました減価償却として、事業所得の確定申告をされる際に、経費として出されたものは申告をしていただきたいです。そして、もし、確定申告をされていなくても、償却資産をお持ちの方は申告していただきたいです。申告していただけるように、これからも広報を継続していきたいと考えております。ペナルティはございません。それから、私どもの周知が遅になりましたので、もし、申告が令和4年1月末から遅れるようなことがありましたら、受けさせていただきます。ただし、資産税課でお受けして、課税計算をした時に、固定資産税の当初の納税通知書が令和4年4月に送られますので、申告が遅れた方については、そこに間に合わずについて、ご相談された場合や、周知してご理解いただいた場合に申告していただきましたら、それで課税計算をさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	<p>他にご意見はございませんか。</p>
前田委員	<p>2つ質問があります。1つ目は、案内は大体何件くらい送付されるのですか。2つ目は、耐用年数と減価残存率の関係ですが、減価残存率は、耐用年数、例えば10年だったら、10年の間だけなのですか。10年過ぎた、11年目以降の減価残存率はどのようになるのですか。</p>
中村課長	<p>まず、案内件数は130件ぐらいです。それから、耐用年数につきましては、10年の耐用年数の資産が10年を過ぎると、最終的に残存価格の5%という計算になりますので、例えば、1000万円の資産を取得して、10年の耐用年数とすれば、最初の10年を過ぎれば、1000万円の5%が評価額となります。</p>
前田委員	<p>耐用年数を過ぎたら5%なのですか。</p>
東村係長	<p>固定資産税の場合は、5%はずつと残ります。そこが国税と違います。</p>

前田委員	減価残存率は、ビニールハウスや田植機など資産ごとに違うのですか。
東村係長	耐用年数はバラバラですが、減価償却をずっととしていたものが最終的に5%になつたら、そこで頭打ちです。その資産を手放すまでずっと変わりません。
前田委員	ということは、どの資産でも、最低5%ということですね。
東村係長	はい。資産を所有される限りは5%が残ります。
長尾税務長	農業事業者の方や、他の事業者の方の確定申告書を見ますと、減価償却の期間が終わったものは、減価償却の欄が0円になります。これは、耐用年数、減価償却の期間が終わったということで、経費でみるとそうなのですが、償却資産については、「滅失した」、「手放した」、「なくした」、というようなことがない限り、資産をお持ちの場合、ビニールハウスであれば、建って残っている場合は、5%の評価額は残るという計算で申告していただくということでございます。償却資産の申告については、構築物、機械など、すべてが5%残るということでお願いしたいです。
中島（正）委員	業を営むことをやめた場合、例えば、ビニールハウスが3つあって、そのうち1つを年を取って営業をしなくなった場合も、固定資産税、償却資産の課税対象となりますか。
長尾税務長	事業に供するものということですので、もう供していないということであれば、課税対象になりません。
中島（正）委員	固定資産税の納税通知書の中身は、これまでずっと「土地」、「家屋」、「償却資産」とセットでしたか。
中村課長	はい。納税通知書は、「土地」、「家屋」、「償却資産」のセットで4期に分か

	れた納付書が届くという形になっております。そこは変わりありません。
中島（正）委員	償却資産の免税点が 150 万円未満ということで、150 万円を超えると課税で、150 万円未満なら非課税ということですね。基礎控除的なものじゃないということですね。基礎控除で 100 万円なら 100 万円控除した残りを課税するということではなくて、合計して 150 万円を超えたたら課税するという制度ですよね。
中村課長	はい。おっしゃる通りです。
議長	他にご意見はございませんか。
廣井委員	皆さんが申告をしようというようなお話のときに、元に戻るようなことを尋ねさせていただきます。昭和 25 年に施行された地方税法に基づくものであるということで、以来、何十年もこの制度を行使してこなかったという方針であったかと思います。ということは、農業者にとって、長年この課税徴収義務を当然に免除されてきたという思いがあるところが、今回の違和感だったのではないかと思います。このことが農業者の権利と言えるかどうかですけれども、そういう点に立ちますと、農業用資産が課税されないということは、いわば既得権益として定着していたと評価できるような側面もあるのではないかと思います。そして、権利の行使という意味では、この既得権益権といふものは、相当程度に尊重されて然るべきという考え方もあるかもしれませんけれども、この点について、課税権者の方の見解を聞きたいと思っております。
長尾税務長	この件につきましては、今回の令和 4 年度からの課税の周知も含めまして、償却資産の申告をしていただいた上で課税となります。土地、家屋とは違つて、元々の記録というものはございません。申告していただいて、その申告していただいたものに基づいて、私たちが課税するということで成り立つているもので、その面の周知も十分ではなかつたということがございますが、

	<p>この383条という条文が、すべての事業に当てはまるものとして、業として、事業の用に供しているもので、その所得金額を算定するときに、減価償却する経費として認められるものについては、申告をするようにというような書きぶりといいますか、そういう経緯がございます。これは、法人にしろ、個人にしろ、すべての事業者の方への規定でございます。事業が多様化する中で、色々な種類の減価償却があって、それは一般的なところで申告をしていただいているわけですけれども、例えば、ビニールハウスは、先ほど耐用年数に違いがあり、基礎がしっかりしたもの、骨組みが金属になっているもの、ガラスでできているものなど、しっかりした構築物になっていく過程で、以前は、確定申告しても免税点で課税対象にならなかったようなものが対象になるという現実があって、ざっくばらんに申し上げますけど、全国的に課題になってまいりました。課税されてこなかったのは、私どもの周知が徹底されていなかったためでございます。今後、償却資産について、農業者の方だけでなく、他の事業者の方と合わせて、課税客体ということで改めて課税させていただきたいということでございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
竹内委員	農業をやめた方が放置していたビニールハウスを、新しく農業を始める人が借りた場合は対象になるのですか。
東村係長	所有していることで課税されますので、借りたものは基本的に対象外です。例えば、レンタルハウスの償却資産は、農協が払っています。借り手は、償却資産の申告は不要です。ただし、借賃は、必要経費として税務署へ確定申告が必要です。同様に、他のリースの場合も、貸し手は資産を持っていますので、申告対象になりますが、借り手、使用者は、申告の対象にはなりません。
竹内委員	チラシ中の「工具、器具」の例として、「冷蔵庫」「パソコン」がありますが、パソコンは、ピンからキリまでありますて、20万円以下のものを一括で支払ったら、減価償却にかかりませんが、それは今まで通りでいいというこ

	とですね。
東村係長	事業用でしたらそれで構いません。また、家庭用は対象外です。
議 長	過去に所有していた資産を、「現在、所有していない」、「使用していない」、「売却した」、あるいは「滅失した」という場合、「現在、その資産を所有していない」という証明書は必要ですか。
東村係長	「現在、所有しているもの」、「お持ちのもの」が申告の対象ですので不要です。ただし、継続して申告されている方については、申告の前に、前年度に取得したものを書く緑の明細と、前年度になくなつたものを書いていただく赤の明細があるのですが、この赤の明細へ書いていただいたら、なくなつているということがわかります。
久保委員	農業をやめた人から、2年くらい放置していたビニールハウスを借りた人は、申告不要ですか。
東村係長	借り手は申告不要ですが、貸し手は申告が必要です。
久保委員	貸し手が農業をやめている場合もですか。
東村係長	貸した場合、賃貸が発生しますので、確定申告の対象となります。現在、農業をしていなくても、ビニールハウスを貸すこと自体が業となります。例えば、アパートを貸しているような状態です。今、農業に特化してお話ししましたが、業を営むということですので、例えば、倉庫を貸す場合も業になります。すなわち、借り手がいるのであれば業になるので、貸し手は所有者として、税務署と資産税課にそれぞれ申告していただく必要があります。
久保委員	農業をやめている人なので、申告に行かないのでは？

議長	免税点が150万円ですので、課税の対象にならないのではないでしょうか。
久保委員	借り手は申告する義務はないということですね。
東村係長	そうです。借り手は申告する義務はございません。
議長	他にご意見はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	だいたいご意見が出たようでございます。前回、議員との意見交換会のときにお話いたしましたが、「みどりのまち」へ、このチラシを折り込むということで進めさせていただいてもよろしいでしょうか。中々了承という返事をいただくのは難しいと思いますが、農業委員会として、「みどりのまち」を通して広報させていただくという方針を考えております。ご不満の方もいらっしゃるかと思いますが、農業委員会は、農家の皆さんに周知を図るという役目を担っておりますので、このような対応をさせていただきたいと思います。ご理解をお願いいたします。特に反対というご意見はないようですので、そうさせていただきたいと思います。
	高知市財務部の皆様、本日はありがとうございました。
	それでは議事に入ります。議案第1号 令和4年農作業別標準賃金（案）について事務局から説明願います。
山崎	それでは、議案第1号「令和4年農作業別標準賃金（案）」について、説明いたします。農作業別標準賃金とは、個人農家間で行う農作業受委託料金の目安として、地域の実態調査等を踏まえ、農業委員会で毎年設定しています。 議案第1号と記載していますものを1枚めくっていただき、1ページ目、A3横の表をご覧ください。表の上の列ごとにA・B・Cなどと記載しておりますが、まず左の方にありますAの列は、この秋に推進委員に調査していただきました、農作業賃金実態調査の集計結果です。推進委員の個別の調査結

	<p>果は記載しておりませんが、令和3年度高知県最低賃金、1時間 820 円、1日 6,560 円を下回らないように補正しております。次にBの列は、JA高知市高須農作業受託組合が決定し、令和3年2月に公開しました農作業賃金、Cの列は、南国市、南国市農業委員会、南国市内の農協、委託者代表、高知県中央東農業振興センターで構成される南国農業機械銀行推進協議会が決定し、同じく2月に公開しました、受委託料金の額です。ここまで、推進委員の実態調査の平均A、高須の金額B、南国市の金額Cを平均しましたDの金額と、高知市の今年の賃金Eを比較しまして、高い方の額を、来年の賃金（案）として、右端の二十枚で囲んだFの列に記載しています。なお、来年、金額が上がる箇所を網掛けの表示にしています。2ページ目以降は資料です。2ページは、高知県農業会議が取りまとめた（「令和2年度農作業料金・農業労賃に関する調査結果」）、水稻作一般の作業受託料金、3ページは同じく農業会議が取りまとめた、農業臨時雇賃金の市町村ごとの額です。4ページは、平成18年以降の高知市の標準賃金の推移です。なお、No.4の下の「水稻田植（手作業）」と、No.6の下の「バインダーによる刈取」は、推進委員から作業の受委託の実態がないというご意見が多数あったことから、今回から項目を削除して賃金案を作成しています。最後に付けています1枚物は、本日決定いただきましたら、JA各窓口及び農業委員会事務局にて、配付いただきます来年の賃金表の印刷見本です。最後になりましたが、推進委員、農業委員の皆様には実態調査にご協力いただきありがとうございました。標準賃金につきましての説明は以上です。</p>
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	一 意見なし 一
議長	ないようですので、本件は議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	一 異議なし 一

議長	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、報告事項に移ります。農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について、事務局から報告願います。</p>
堀内係長	— 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について 報告 —
議長	報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見・質問なし —
議長	以上で、本日予定しておりました議題及び報告事項等は全て終了しました。 その他に、委員の皆さんから、何かご意見等はございませんか。
中島（正）委員	令和4年農作業別標準賃金表（案）のNo.21の備考「シルバー人材センター」は、シルバー人材センターの人が、この賃金というふうにとれるが、どのような意味か。他の農作業より賃金が高額だが、ランクが上という意味なのか。記載の必要があるかも含めて確認しておいてほしい。
山崎	承知しました。
議長	最低賃金が1時間820円というのは正確ですか。もう少し高いのではないですか。
山崎	1時間820円で間違いないです。
議長	他にご意見、ご質問はございませんか。

山本委員	償却資産の件ですが、高知市の広報に掲載していても、皆さんが見ていな いという状況ですので、せっかく載せるのであれば、農家が、今度からこう いうふうに課税されるのだなと興味を引くような、注目するような内容にな るように工夫してもらえたならと思います。
加藤事務局長	私も、高知市の広報を見ましたが、農業従事者の方に響くような広報内容 ではございませんでした。また、先ほど池澤委員から、全く知らなかつたと いうお話がありましたが、その点につきましては、財務部資産税課から、農 業従事者の方への丁寧な説明と、目に留まるような広報をするよう、強く申 し入れをしておきますので、今後何らかの改善があると思われます。
森田委員	チラシの、「お問い合わせ先」の行の文字が小さいので、もう少し大きく、 目立つようにしてほしい。農業者から、農業委員へ直接質問や問い合わせが あった場合、返答に困るようなことが起こるのではないかと予想されます。
加藤事務局長	チラシの掲載内容については、現在、事務局と財務部でやりとりをしてお りまして、現物はカラー刷りとなって、もう少し見やすくなると思いますが、 もう少し文字を大きく、目立つように申し入れをしておきます。
議長	私ども農業委員から財務部に対して、農家の方が申告に困難な場合が多い ことが見込まれるということを伝えております。この行を、大きな文字で書 くようにしていただけたらと私も思います。あと、局長がおっしゃられたよ うに、財務部と相談しながらやっていただけたらと思います。 他にご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	事務局から、事務連絡はありませんか。
事務局	— 事務連絡なし —

議長	なければ、以上を持ちまして令和3年度第6回臨時総会を閉会いたします。
閉会	議長が挨拶して閉会を宣す。(午後3時38分)

以上のとおり、会議の次第を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和4年1月7日

議長 大野哲

議事録署名委員 前田真作

議事録署名委員 久保邦美

議事録作成者 山崎由貴

